

どうかんきょう

真宗大谷派同和関係寺院協議会

2017年6月30日発行

同関協だより

第 54 号



2016年度「同関協」現地研修会 福岡市 筑前西組 慈廣寺にて 2017.3.1

第54号 主な内容

- p 2 「日本会議と部落差別」上杉 聡さん
- p 6 2016年度「同関協」現地研修会開催報告
講義Ⅰ 差別と表現 - 「施陀羅」問題を念頭に -
講義Ⅱ 被差別者の立場から『観経』の「是施陀羅」を考える
- p 14 気になる一冊『日本会議とは何か』
- p 15 編集委員日記 in 佐賀・コラム
- p 16 追悼「安富信哉師を偲んで」

真宗大谷派
同和関係寺院協議会

私たちは 教団内外における部落差別の克服を願いとし
差別に苦しむものが一人でもいる限り その差別からの解放を自らの課題とする
「同関協」規程前文

追悼

安富信哉師を偲んで

「同関協」会長 松尾 英城

安富信哉師が3月31日に命終されました。

安富師は、お父さま安富良英師の代からの会員として、部落差別からの解放を願いとする当協議会の趣旨に賛同され、関わりつづけてされました。

東北・北陸ブロックの中心となって一層の活動をしてくださることを願っておりまし、し、「同関協」の今後についてもご指導をいただけると、会員一同大きな期待を寄せておりました。

また、師は「同関協」会員というだけではなく、宗門の「部落差別問題等に関する教学委員会」の委員長として、我が宗門が「御同朋御同行」の教団であるか否かの是非を問うと言っても過言ではない「是施陀羅」問題の討論の中心的役割を担っておられました。

この宗派の取り組みは、自らを屠沽の下類とし、十方衆生をわれらと領かれた宗祖親鸞聖人のおこころに叶う真宗教学の構築という宗門存立にかかわる重要な課題を持つものであり、その端緒に就いたばかりで師を失うことの影響は大きいものがあります。

私たち「同関協」におきましても、師の人間解放の願いの継承として「是施陀羅」問題を問い続けなければならないと決意するものです。

ご教示、ありがとうございました。ご苦勞さまでございました。

南無阿弥陀仏

編集後記

東北・北陸ブロックの安富信哉先生の訃報に接し、総会に一会員として静かに席についておられたお姿が偲ばれます。「部落差別問題等に関する教学委員会」の委員長として「是施陀羅」問題に向き合われ、また「教学会議」の座長としてこの課題をいかに教団内で共有し、社会に発信していくか、宗祖の御誕生八五〇年・立教開宗八〇〇年とその先を見据えた教団のビジョンを描いておられました。「教学委員会」の「提言・調査研究報告」にそのビジョンをたずねていきたいと思います▼「是施陀羅」問題を戦前から教団に問い続けられた故井元麟之さんの出生の地を訪ねての現地研修会。会場となった慈廣寺と筑前西組、久留米教区の皆さまには昼夜お世話になり、親睦を兼ねて貴重な問題共有の場となりました。研修会で「井元麟之さんについて」の講義をいただいた原口孝博さんの寄稿を次号に掲載します▼昨年末の編集会議で「日本会議」を取り上げようと、上杉聡先生に執筆を依頼しました。発行までの半年間に「森友学園」問題に関してメディアでもその存在が取り上げられました。「改憲」に向けて突き進む国家に対して、私たちはどんな国と法を求めて歩むのか。考えるだけでなく行動が求められてきます▼長崎市の「長崎平和資料館」館長の高貴康稔先生が逝去されました。二〇〇九年の現地研修会で資料館を訪ねました。「学校では教えない歴史の真実」「同関協だより」四四号についてのお話を覚えていいます▼四月十九日に姫路船場別院本徳寺本堂・山陽教区同朋会館で開催された「山陽教区 武内了温師五十回忌の集い」に参加しました。講師の岡田英治さんから「差別を栄養源に成り立っている日本社会」という視点が提起されました。「日本社会」を「教団」に置き換えたとき、その体質・構造を問うていく必要を感じました▼前号から表紙と裏表紙の上下に水平社創立一〇〇周年と宗祖の御誕生八五〇年・立教開宗八〇〇年、そして「同関協」設立五〇周年の帯をつけました。それぞれの節目をいかに迎えようとしているのかと、先達のまなざしを感じながらの一步一步です。（編集委員 米澤典之）

同関協だより 第54号

発行日 2017年6月30日

発行人 松尾英城

真宗大谷派同和関係寺院協議会
真宗大谷派解放運動推進本部内「同関協」事務局
〒600-8164 京都市下京区上柳町199
☎075・371・9247



この一年間、大きな話題となったものに「日本会議」がある。「憲法改正」や「森友学園」問題にも、必ずこの名前が出てきた。「日本会議」への関心は、これからも続くだろう。他ならぬ安倍政権の閣僚の大半が、総理自らをはじめ、稲田朋美、菅義偉、高市早苗などの閣僚もこの組織と深く関与しているからである。

日本会議の特徴は、単なる巨大な右翼組織というだけでなく、宗教団体ということにある。組織の核（指導者層）は「生長の家」の元学生グループが占めている。表向きは、おとなしい「神社本庁」を立ててカモフラージュはしているが、運動の実質的な手足となる実動部隊は、教派神道系の「崇教真光」「倫理研究所」などが担い、仏教系にも「霊友会」や「佛所護念会教団」「念法真教」などが活動している。彼らの働きかけにより、地方議会から国会・政府自身もしだいに影響を受け、教育基本法の改悪、女系天皇や夫婦別姓の阻止、国旗国歌法の制定などに成功し、今まさに憲法の改悪に着手しようとしている。

私は、こうした右翼組織が日本社会で影響力を拡大しつつあることを、かつて「新しい歴史教科書をつくる会」（西尾幹二・藤岡信勝・小林よしのり等、以下「つくる会」と略す）と対抗するなかで気づき、二〇〇三年に初めて論文を発表して警鐘を鳴らした。しかし、なかなか

と神社本庁』（週刊金曜日）、青木理『日本会議の正体』（平凡社新書）、山崎雅弘『日本会議 戦前回歸への情念』（集英社新書）など六種の書籍が相次いで出版された。これだけで合計約三五万部ほどになる。関連した雑誌記事などを含めるとさらに増える。とくに東京新聞、朝日新聞、共同通信、NHKなどのマスコミ

が取り上げてくれたことも、タブー感を取り除くことに一役買ってくれた。当時、書籍の執筆者たちに共通していた危機感、彼らにより「憲法改悪が間近に迫っている」という思いであった。とくに二〇一六年の参議院選挙で、自民・公明などが衆参議員数の三分の二を超え、改憲発議が可能な情勢への変化が起こりつつあった。

今年の憲法記念日五月三日、安倍自民党総裁は日本会議の集会にビデオメッセージを送り、二〇二〇年までに憲法九条を「改正」することなどを表明した。私は、右の著作『日本会議とは何か』において、憲法論議において元から「押し付け憲法」は成り立たないことを述べていたが、安倍氏の発言から、それはそっくり消えていた。また憲法が「自衛権」を否定していないことも私は書いたが、九条第一項と二項をそのまま残すと彼は語っていた。とすると、自衛隊が合憲であることを確認するためだけの憲法改正を中心しようということであり、

それだと、右派的な勢力からは批判も出よう。

自衛隊を違憲とする勢力はもはや少数であり、自衛隊が合憲であることを「但し書き」する程度の「改憲」を「国民的な議論に値する」という安倍氏の考えについていく人は少ないだろう。日本会議に押されて発表した彼のメッセージ（この詳細については他で別稿を予定）は、大きなフライングとなる可能性がある。ただし、いよいよ第九条をめぐる憲法論議が始まることだけは予想される。

そこで、そのことにあたり、もう一つ「日本会議と人権」の問題についてここで整理しておきたい。日本会議の改憲目標は、第九条にとどまらず、第十条から第四十条までの人権条項（第三章 国民の権利及び義務）全般に向けてられているからである。

とくに第二十条の信教の自由、すなわち政教分離規定を弱体化させることや、第二十四条の家族生活における個人の尊厳と両性の平等を、日本会議はこれまで目の敵としてきた。とくに第二十条の軽視が靖国神社の公的参拝（とつながつていること、第二十四条が夫婦別姓や女系天皇（宮家）の阻止という彼らの重点的な行動へと深く関わっていることはご理解いただけると思う。

ただ、冷静に彼らの考えに耳を傾けてみる

信じてもらえなかった。とくにマスコミは動いてくれなかった。取り上げること自体、右翼への恐怖心が足かせとなったし、何より宗教団体が本当にそこまで大きな力をつけつつあるのか、にわかに信じられなかったことがある。

それを突破してくれたのが、菅野完氏だった。氏は、二〇一五年二月から、インターネット・メディアの「ハーバービジネスオンライン」（扶桑社系）に「草の根保守の蠢動」のタイトルで連載を始めた。その扶桑社とは、かつて右の『新しい歴史教科書』の出版元で、その後、「つくる会」の組織分裂により版元から外れたとはいえ、こうした右派的出版社の中からの協力を菅野氏が得ることで、その組織の実態を丁寧な足で稼いだインタビューや、背景記事を公表する場を得てくれたことは大きい。

「つくる会」と発足当初から対立、批判してきた私などが、もし同じような取材をすれば、私の身がどうなっていたかわからない。氏の取材により、私の書いたことが嘘でないと知られ、社会的な関心も高まった。そのWeb記事の公表も妨害されなかったことで、十五年から勇気ある出版社が次々と刊行企画を立て始めた。そうして二〇一六年五月から菅野完『日本会議の研究』（扶桑社新書）、上杉聡『日本会議とは何か』（合同出版）、俵義文『日本会議の全貌』（花伝社）、成澤宗男『日本会議

と、彼らの戦略は、第十二条にある「権利の乱用禁止」条項を強調し、そして同条後半で「公共の福祉」のため権利を行使する「責任を負う」としていることを、「権利の制限」と読み替えることにより、人権条項全体を「公共の福祉」や「国益」に従属させる論理で世論形成を進めようとしてきた。つまり、人権条項には次のような規定――差別の禁止（第十四条）、参政権（第十五条）、請願権（第十六条）、公的機関による賠償責任（第十七条）、奴隷的拘束の禁止（第十八条）、思想良心の自由（第十九条）、集会・結社の自由（第二十一条）、国籍選択の自由（第二十二条）、学問研究の自由（第二十三条）、健康・文化的な生存権（第二十五条）、教育を受ける権利（第二十六条）――などがあるが、その条項のすべてにわたり、権利を制限するための論調を展開してきたのだ（民間憲法臨調へ櫻井よしこ代表へ『憲法改正の論点Q&A』明成社）。

たとえば部落差別についても、憲法は第十四条において「社会的身分」の名前でとりあげ、法の下平等を明記している（部落差別を「門地」に含める説は間違い。拙著『これぞなつとく！部落の歴史』一九〇ページ以下）。しかし、一九九七年一月に設立された「つくる会」は、次のように訴えている。

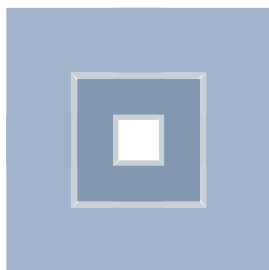
「洪染一揆」…現行の中学校歴史教科書で

うえずぎ さとし
上杉 聡

1947年岡山県生まれ。

上智大学文学部哲学科卒業。関西大学文学部講師などを経て、大阪市立大学特任教授、2011年に退官。部落史研究家として論文・著書を刊行する傍ら日本の戦争責任資料センター事務局長。

(『日本会議とは何か』〈合同出版〉参照)



ところが他方、それぞれ同じ教科書の右の記述近くには次のように書き、それらを否定するのである。

- ・江戸時代の身分社会は流動的な部分もあった(育鵬社中学歴史二〇一六年版)
- ・江戸時代の身分制度は、職業による身分の区分であり、血統による身分ではなかった(自由社中学歴史二〇一六年版)

つまり、両方の記述で効果を削減ないし相殺し、さらに前方の記述さえいつでも消せば、部落差別に反対する立場と対決する準備をしているともとれる内容になっている。これは今、部落解放運動や人権問題に取り組む教員などの動きと正面対決しない政治的判断を持ちつつも、いつでもそこに牙をむく準備だけはあると考えられる。その証拠として、たとえば彼らは「人権侵害救済法」には部落差別が含まれることを知りながら、そうと言わず反対してきた(前出『憲法改正の論点Q&A』二四ページ)姿勢などに良く現れている。

こうした彼らの立場は、二〇一五年の教科書採択率がほとんどなかった自由社より、六・三％に達した育鵬社、すなわち日本会議の方が、いずれ部落差別に加担する勢力として伸張する危険性を指摘しておきたい。それは、日本会議が、血縁意識を強調してきた勢力だからである(そこが、自由社と大きく違う点であ

は、この言葉は大変有名である。すべての検定済み教科書が「洪染一揆」を取り上げているからだ。ある教科書の説明は、次のようになっている(他の教科書も大同小異である)。

「…えたの人々の衣類について、模様のついてない衣類や、茶色の柿洪染めか、紺色の藍染の衣類しか着てはならない、などと定めました。…領内のえたなどの人々約一五〇〇人が、そのために反対してたち上がり、ついにこの差別を強める政策を撤回させました。これを洪染一揆といいます」

…どの教科書もが、このエピソードを取り上げているのは、誠に異様である。…

この(学習指導要領の「上杉」なかに「洪染一揆」なる言葉が出てこないことはもちろんのこと、それを暗示するような文言すらない。…中学校歴史教科書の記述にどうしても盛り込まなければならぬ種類の出来事とは到底言えない。それはあまりに特殊な出来事である…結局のところ、特定の圧力団体の力によって、「洪染一揆」が歴史教科書の定番にさせられたことは明らかである。(「全国一万四千の教育委員よ、目を覚ませ!」『正論』一九九九年七月号)

る)。

先に紹介した彼らの『憲法改正の論点Q&A』は「新憲法大綱」を掲載しており、そこには「祖先を敬い…家族を築き、これを子孫に伝えていくという縦軸としての家族観(わが国の)美風として現存している」とある。それにより彼らは、天皇制の「万世一系」の血縁保持と結びつけ、各家庭を貫く原理として男性の血筋優先観念を強調してきたからである。

部落内外の移住・流動・通婚が顕著となっている今日、部落差別する側の最後の根拠は、血筋による部落民の識別である。その基礎となる基準は、こうした男系による血縁観念で

これを書いたのは藤岡信勝(当時「つくる会」副会長)であり、二〇〇一年には初の「つくる会」教科書を、洪染一揆ぬきで作成し、〇五年にも同様の教科書を作成する。その後、翌年に同会は分裂し、以後それぞれ育鵬社(日本会議派)と自由社(藤岡派)から発行をし続け、藤岡は自由社の立場で活動してきたが、今に至るまでどちらの教科書にも、まったく載せていない。その意味で、この立場は、日本会議とまったく共通したものである。

ただ、ここで注意したいことは、部落差別をとりあげることに対し、同時に、彼らは「正面から解放運動と衝突することは得策でない」と、全面否定を慎重に避けてきたことである。つまり、次のように、いっぽうで差別の存在を認めるのである(ただし、最低限の文字数の記述にとどめ、きわめて消極的な記述しかない)。

- ・百姓・町人とは別に、えた・ひにとよばれる身分もありました…住む場所や服装を制限されるなど、さまざまな面できびしい差別を受けました(育鵬社中学歴史二〇一六年版)

これとは別に、えた・ひにとよばれる身分が置かれた…特定の地域に住むことが定められるなど厳しい差別を受けた(自由社中学歴史二〇一六年版)

あり(橋下元市長への差別もこれであった)、それはとりもなおさず女系血縁を隠へいすることであり、そのためにこそ血筋の複雑化を生む夫婦別姓や女性天皇、女性宮家の存在を否定しなければならない、と彼らは考えてきた。彼らの天皇主義は、部落差別を今も生み出す構造をもっているのである。彼らへの監視を強めなければならない理由がここにある。

註記 天皇制の万世一系論が男系の血縁意識を生む構造については、拙著『天皇制と部落差別』解放出版社、一三八ページ以下、および第五章を参照されたい。



『日本会議とは何か』
「憲法改正」に突き進むカルト集団

上杉 聡 著
〈合同出版〉



本紙14ページ

「気になる一冊」を併せてお読みください。

2016年度「同関協」現地研修会 開催報告

テーマ 「是旃陀羅」問題から問われたこと

2017年3月1～2日 福岡県福岡市

2017年3月1～2日にかけて、2016年度「同関協」現地研修会が、「是旃陀羅」問題から問われたこと」をテーマに、全国水平社創立以来、戦前・戦後を通じて『仏説観無量寿経』（以下『観経』）における「是旃陀羅」問題について、東西本願寺に対し問いかけ続けられた井元麟之さんの地元である福岡市で開催されました。

現在真宗大谷派は、部落解放同盟広島県連合会（以下「広島県連」）より、「是旃陀羅」問題について、宗門としてどの様に受けとめ取り組んでいくのかを、再び問い直されています。

井元さんは、東西本願寺の学者や布教師が、「旃陀羅」を「日本でいえば穢多・非人のような者だ」と解説し、「暴悪非道な、反社会的、反道義的存在」としてきたことに激しい怒りを訴えてられました。私たちの宗門は、こうした教化活動によって、「差別するための理由」を掲げて差別を正当化しようとし、いわれない差別である部落差別に根拠を与えてきた痛ましい歴史を持っているのです。

今回の現地研修会では、今再び真宗大谷派に対して「是旃陀羅」問題を問い続けておられる、広島県連顧問の小森龍邦さん、同副委員長の岡田英治さんにご出講いただき、あらためて「是旃陀羅」問題で、私たちは何が問われているのか、また一宗門人としてどう向き合っていくのかを、自らに問うける研修会となりました。

今号では、小森さん・岡田さんの講義の抄録を掲載しますので、是非ご一読ください。



会場の慈廣寺にて集合写真

レポート

三月一日午後、会場である博多の慈廣寺さんへ、いつもの現地集合。エレベーターまで完備された近代的な立派な御堂にも驚いたが、当日集まった五十人を超える参加者にも驚かされた。この問題に対する関心の高さなのか、地元九州の方々の意識が高いのか、この地は長年にわたって「是旃陀羅」問題を問い続けてこられた、井元麟之さんのお膝元だからだろうか。

開会式の後、まず講義Ⅰとして広島県連副委員長の岡田英治さんより、「差別と表現」「旃陀羅」問題を念頭に、「」を講義にお話いただいた。差別か否かは、差別語使用の可否ではなく、使われている脈絡・文脈を考えるもので、その意味においても『観経』の「是旃陀羅」は明らかに差別であると指摘された。

続いて講義Ⅱとして、広島県連顧問の小森龍邦さんより、「被差別者の立場から『観経』の「是旃陀羅」を考える」を講義にお話いただいた。以前お会いした頃と比べて、すっかり老けられたご様子であったが、いざ講義が始まると、力強い言葉で流暢に話される姿に安堵した。講義の中で「大谷派に期待する」との言葉に、身が引き

締まる思いがした。

質疑応答の後、懇親会場へ移動。博多名物の水炊きを通して明日への鋭気を養い、各々夜の博多の街へ消えて行った。

翌二日、昨日と同じ慈廣寺さんで、シンポジウムを開催。パネリストとして、講師の小森さん・岡田さんに加え、「同関協」から片山寛隆さん、解放運動推進本部の阪本仁本部委員を交え、同じく解放運動推進本部の吉田佑樹本部委員がコーディネーターをつとめて議論が展開された。

休憩をはさんで小森さんより、「宗教者に望むもの」と題して提言をいただいた。部落差別の克服には、宗教の果す役割が不可欠であり、その実践者である宗教者に期待を込めた提言であった。

昼食の後、人権のまちづくり館へ移動。館長の原口孝博さんより、在りし日の井元麟之さんのことを、当時を振り返りながらお話いただいた。（次号報告）

その後、松本治一郎・井元麟之研究会副代表の竹永茂美さんの案内で、部落差別事件によって犠牲となった「寛政義民松原五人衆」の五人合葬之墓や、全九州水平社ゆかりの地のフィールドワークを行い、全日程を終了した。

今回、「是旃陀羅」問題について直



パネルディスカッションの様子



竹永茂美さんのご案内によるフィールドワーク



原口孝博さんのお話

接お話を聞くことを通して、明らかになったのは、温度差である。「是旃陀羅」という言葉が聞くに堪えない、痛いの叫び声と、その声を聞けなくなっている僧侶の問題意識の違いである。一言一句変えてはならないという固定観念が、不読・黙読という現実的対応さえ抹殺している。

（編集委員 谷内正孝）



岡田英治さん

1952年生まれ。大阪市職員を経て部落解放同盟広島県連合会職員となる。部落解放同盟広島県連合会青年部長、同中央本部中央委員、衆議院議員政策担当秘書、広島女学院大学特別講師などを歴任。現在、部落解放同盟広島県連合会副委員長、一般財団法人ヒロシマ人権財団理事、世界人権宣言の実現を求める広島県実行委員会副委員長。

講義 I

差別と表現 - 「施陀羅」問題を念頭に -

部落解放同盟広島県連合会副委員長 岡田 英治 さん

日本の社会には、まだ差別語がたくさんあふれています。言葉というのは単に浮遊物のようにあるのではなく、それを支える根拠があります。

差別語ということを巡って、私が学習会で呼ばれて一番聞かれるのは、「この言葉は使ってもいいのですか」「これは使っちゃいけないんですか」ということです。

意外と思われるかもしれませんが、使ってはならない言葉はないんです。文脈というか、脈絡で全て決まります。

ただ、非常に残念なことに、差別語、賤称語と言われるようなものは、九十八%、九十九%、差別的な文脈で使われます。

皆さんもご記憶にあると思いますが、沖縄で大阪府警の機動隊員が「土人」発言をしました。これは、沖縄に対する構造的な差別が土台にあると思います。機動隊員が沖縄で座り込んでいる人に対して、「どこをつかんどんじや、ぼけ。土人」。別の機動隊員も「黙れ、シナ人」と発言しました。

沖縄県警は「不適切で申し訳ない」と謝罪し、大阪府警も戒告処分になりました。ところが鶴保担当大臣は、「土人であるということが差別であると断じることは、到底できない」と言っただけです。

典型的な事例ですが、大谷派におきましても、一九八七年に訓覇元宗務総長が、「この頃は同和とか靖国とか、よく問題になつとるそうだな。そりやけつこうな話だが、ぼくはそういうことやつとるひまがない。自己とは何ぞやということがわからんのにね。同和が何か靖国がどうと、ぼくにはい資格がありませんよ」と言われて、問題になったわけです。

主観的な意図は、部落を差別してやろうという、悪意というか、憎悪というか、そういうものではありません。

訓覇先生は、「私が一番言いたかったのは、『自己とは何ぞや』ということの大切さを言いたかったんです」と言われるでしょう。つまり、発言者は必ず「いやいや、私はそういう気持ちで言ったのではない」と言うのですが、主観的意図は関係ないんです。客観的にその発言が社会にどういう影響を与えるかが問題であるわけです。

そういうふうに差別と表現の問題の基本的なことを押さえていただいて、問題の『観経』の「是施陀羅」について考えてみたいと思います。

「是施陀羅」の前後の文脈は、母親殺しをするのは「施陀羅」のやることですよ、利利

ある国会議員が内閣に対して、おかしいという意味で質問状を出したら、今の安倍内閣は、「この件について、鶴保氏が謝罪して国会で訂正する必要はない」という、正式な答弁書を出したんです。「土人」という言葉を使つたとか使わないということだと、今のようないやとりでぎりぎり逃げられるんです。

ところが、この文脈はどうか。この文脈での「土人」発言はどうかと追及されたら絶対に逃げられないんです。

全ては文脈で決まります。例えば、「私の父や母は、近所の人から、『このドエッタが。出て行け』と言われました。これでどれだけ私の父と母が苦しい思いをしたでしょうか」という話をするときには、私たちがとって胸に突き刺さるような言葉である「エッタ」という言葉でも、文脈によっては使わねばならないときがあるということです。

差別表現で問われるのは、発言者自身に差別的意図があるかないかという主観の問題ではなくて、客観的な社会への影響です。差別発言には、確信的な悪意を持って発言する人がいます。しかし、多くの場合が、そんなに悪気というか、悪意はなく差別をするケースの方が圧倒的に多いです。

種を汚しますということを言われて、阿闍世は母親殺しをとどまるといふものです。逆に言うと、当時のインド社会は、「施陀羅」というその一言が、阿闍世に恐怖心を与えるぐらいの強烈な差別が存在していたということが分かります。自分が「施陀羅」になつては大変だということですから。

カースト制度のもとで、一番上が僧侶階級のバラモン、次が武士、クシャトリア、次がヴァイシヤ、商売人です。シュードラが農民です。そして、それ以外の人間外の人間とされていたのが、その当時のインドで言うチャンダーラです。そのチャンダーラが音写されて、漢字で「施陀羅」になつて、日本に伝わってきたということです。

その「施陀羅」について、東西本願寺はどう伝えてきたかということなのですが、これは『現代の聖典 学習の手引き』の中に相当整理されています。「施陀羅は日本では穢多・非人」「人間の皮はかぶっているけども、禽獣、けだものである」「一般の人と交際、交わりができぬ者である」といったような内容の、もう見るに堪えないものが、学僧、高僧の手によつて書かれています。

『手引き』には、『観経』の「施陀羅」のくだ

りは明確に差別であると、ちゃんと押さえ
てあるんです。しかし、私が一番気になっ
たのは、『観経』は、人々の救いというか、そ
ういうものを示した經典なので、差別を意
図したものではない、逆に『観経』は人々の
解放を意図しているんだということが書か
れています。

確かに全体とすれば、人々の救いを『観
経』は問題にしている。しかし、唯一例外が
あるじゃないですかと言いたいのです。「施
陀羅」だけは、あの『観経』の中でおとしめ
られたままで、いつたいてい救われている
んですかと。このことを真剣に考えてみて
いただきたいというのが、私たちの一番の
願いということであります。

このまま「施陀羅」の問題を放置するとい
うことは、お釈迦さんや親鸞聖人の教え
が、現在到達している俗世間の人権水準に
も及んでいないということになります。そ
ういう現実を深刻に考える必要があるの
ではないかと思います。

一九五八年に、ヒンズー教では私たちは
解放されない、私たちが解放されるのは仏
教だということで、約五十万人と言われて
いる人間外の人間とされたアウトカースト
の人たちが、アンベードカルという指導者に

導かれて集団改宗しました。その人たち
は、仏教に希望を見いだしたんです。その
インド仏教徒の前で、「母親殺しをするの
は、あなたたちのやることだ、施陀羅のや
ることだ」というお経が読誦できるでしょ
うか。

「ご承知のように、ようやく大谷派が「施
陀羅」の問題と真剣に向き合って、教団を
挙げてスタートを切ろうというところまで
きています。ぜひとも、この「同関協」の皆
さんが、その中において積極的な、本来の
お釈迦さんとか親鸞聖人の教えにちゃんと
向かうために、ご尽力いただければと思
っております。

われわれ解放同盟で言いますと、いつも
大事にしているものの中に「水平社宣言」と
いうものがあります。まだ広島県連だけが
やつているのですが、「水平社宣言」をチェッ
クすると、今の人権水準から考えると、改
めなければならぬ部分があります。歴史
的な文章ですから、消し去ることはできな
いです。

でも、私たち解放同盟広島県連は、「水
平社宣言」の横に註を付けています。ちょ
うと読みますと、「水平社創立宣言は、日本
初の人権宣言と言われている。しかしなが

宣言の中の、「兄弟よ」と書いているところ
を、「兄弟・姉妹よ」に変えて朗読していま
す。「男らしき産業的殉教者」というところ
も「人間らしき」に変えました。それから
元号は天皇制と関わりますから、「大正十

一年」というところを「一九二二年」と変
えて、大会・集会などで読むようにしまし
た。ささやかですけども、私たちが自分
の足元から、そういう誤りを直していこう
ということです。

(抄録)



ら、宣言起草当時の差別社会の影響を免
れなかった文言も一部では見られる。私た
ちは、宣言が持つ歴史的な意味と高い精
神的基調を受け継ぐ」。ここは、經典でい
うと、『観経』の歴史的な意味と高い精神
的基調を受け継ぐ」でもいいと思うん
です。

以上で私の問題提起ということにさせて
いただきます。どうもありがとうございます。

講義 II

被差別者の立場から『観経』の「是施陀羅」を考える

部落解放同盟広島県連合会顧問

小森 龍邦 さん

私としては、この福岡は、松本治一郎先
生の出生の地でもありますし、「施陀羅」
差別を追及しつづけた井元麟之先生の活
躍された場所でもありますので、お招きい
ただき非常に光栄に存じます。

この「施陀羅」の問題でありますが、イン
ドの「施陀羅」というのは、日本の穢多・非
人のようなものだとする解説が、東西両
本願寺の主流であつたんです。それで、先

祖以来、ずっと穢多・非人ということで蔑
まれてきたわれわれとして、気分がよいは
ずはありません。それを平然と、大悲のこ
ころに沿ったことを世間に布教するんだと
いう立場の人が、平気で『観経』のあの一説
を読んでもおられるということは不思議でな
らないのです。いったい何と思っておられる
のであろうか、こういう気持ちなんです。
そこで私たちは、「施陀羅」問題を何かの

機会に本願寺にぶつけなくてはいけない、こ
う思っております。やはり何もないときに
言ったら、反省する度合いが違いますから
ね。何かあるときに言うことが一番ベストだ
と思い、『現代の聖典 学習の手引き』の記
述の誤りの指摘をとおして提起させていた
できました。井元先生の成し得なかったこと
を受け継いで、なんとかやり遂げたいと思っ
ておりました。

か。これをどう考えるのか。尊敬する親鸞聖人もそう書いているじゃないかと、こういう反応が出てくると思います。

これは、頭の痛いところです。ですが、親鸞聖人といえども完全な人ではない。その時代の社会風潮に影響されずに済むことはないんです。だから、親鸞聖人が『観経』のことを『浄土和讃』で書いたときに、そのところを完全に克服されていないと、こう考えたらいいいのではないかと私は思います。親鸞聖人といえども完全ではないと。時には過ちを犯されることもある。その過ちを見抜いて、より正しい、より親鸞的、よりお釈迦さんの教説として、われわれが受け止めるようにしないといけないのではないかと。そういうふうに思っています。

実は、親鸞聖人の年表をずっと調べてみたら、あの和讃を書かれた年から二年ほど後に、有名な『唯信鈔文意』を書かれています。『唯信鈔文意』の中に、「ご承知のとおり、「いし・かわら・つぶてのごとくなるわれらなり」と言われています。つまり、自分を最底辺の人と同じ地位に置かれています。そのことを踏まえたうえで、あの和讃のところは、親鸞聖人の過ちと認めて、正すべきところは正さなくてはいけないと思いま



小森龍邦さん

1932年、広島県府中市生まれ。広島県青年連合会会長、部落解放同盟広島県連合会委員長、同中央本部書記長、世界人権宣言中央実行委員会事務局長、「部落解放基本法」制定要求国民運動実行委員会事務局長、「反差別国際運動（IMADR）理事、衆議院議員（2期）などを務める。現在、同朋三者懇話会代表世話人、部落解放同盟広島県連合会顧問、一般財団法人ヒロシマ人権財団理事長。『親鸞思想に魅せられて - 仏教の中の差別と可能性を問い直す』（明石書房）他、著書多数。

私は、こう思うんです。現実にはインドに被差別の人がいて、そのことで苦しんでいることを、あのようなかたちでお経の中に提起するのは、仏教の教えではない。バラモンの教えである。バラモン教の立場からすれば、自分のいい話かもしれない。しかし、われわれ仏教徒の立場からすれば、自分のいい話ではないです。ただの一人も救い漏らすことのない大悲心ということをお釈迦さんは説かれて、それを親鸞聖人が受け継がれているわけでしょう。それなのに「インドのチャンダーラというのは、日本で言う」と穢多・非人のようなものだ」と言われて、自分のいいことはないです。

だから、たとえ少数であったとしても、日本の国民全体からいえば、確かに昔から言われているように、六千部落、三百万人。本当は、三百万人いるかわかりませんが、六千部落の数、私は部落解放同盟中央本部の書記長を長くしていたので知っておりますが、五千数百ですから、六千部落と言っているんです。その六千部落の被差別部落民が情けない思いをするようなことを、仏さまが喜ばれるはずはないんです。そのわかりきったことに理屈をつけて、「いや、これは經典だから、われわれ

す。たしか井元麟之先生は、「是旃陀羅」を井元麟之先生なりに読み替えておられたように聞いております。

お釈迦さんも、『スッタニパータ』という古い經典の中で、「バラモンは、生まれによってバラモンとなるのではない。バラモンは、行為によってバラモンとなる」と言われています。これは事実とは違います。なぜならバラモンの子は、バラモンです。私たちは、被差別部落に生まれたから被差別部落民になったんです。小学校に入ったときに、「小森は、馬殺し、牛殺しの家の子だ」と言われていたんです。だから、「バラモンは、生まれによってバラモンとなるのではない。バラモンは、行為によってバラモンとなる」というのは、お釈迦さんはうそを言っているということになります。お釈迦さんほどの人がそんな単純なことを言うはずはありません。

お釈迦さんは、あのバラモン教の、当時のインドの支配階級の思想が根強く全国に広がっていた時に、そういうやや妥協的な言葉を使って、バラモンは行いがよくなければならぬ、あなたの方の行動が駄目だったからバラモンの価値はないですよと、逆説的に言われているのだと思います。

は手をつけられない」という言い方に逃げようとしているんです。

広島県連では、「水平社宣言」を読むときに、「兄弟」というところが男だけの「兄」と「弟」といった男性本位の文章になっているので、「兄弟・姉妹」としたり、「男らしき産業的殉教者」というところは、「人間らしき」としています。現実の扱いとしては、変えて耐えられないことはないんです。

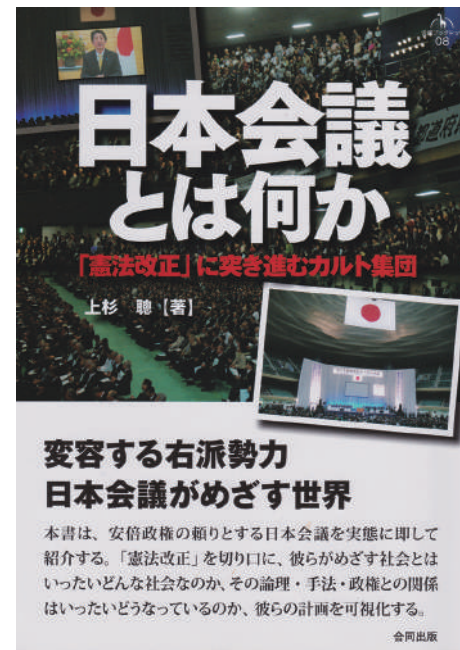
そもそも『観経』は、いつできたかわからない。サンスクリット語の原典がないので、中国の王権制度の差別社会の真ただ中を通ってきたわけですから、そこはかなり差別的にアレンジされているわけです。だから、そんなにお経だお経だと言って、不磨の大典のごとくありがたがる必要はないのです。ただ、『観経』の中で言われている仏教的精神は、そのまま受け取らないといけません。「旃陀羅」という言葉がなくなれば、その仏教的精神は受け止められないのかということなんです。

もう一つ、こういう疑問が出てきます。ならば、われわれが尊敬している親鸞聖人は、なぜ『浄土和讃』の中で「耆婆月光ねんごろに 是旃陀羅とはじしめて」と書いたの

だから、お釈迦さんといえども、時の体制をバラモンが支配する時期に対しては、若干の妥協的な言葉を使って相手を正そうとされている、そういう読み方をしないといけないと思います。それは、仏教を信心する者の、現代に生きる者の務めではないかと、このように私は考えます。

（抄録）





本書は、安倍政権の頼りとする日本会議を実態に即して紹介する。「憲法改正」を切り口に、彼らがめざす社会とはいったいどんな社会なのか、その論理・手法・政権との関係はといったいどうなっているのか、彼らの計画を可視化する。合同出版

第二次安倍政権が発足してから、時々目にする言葉に「日本会議」というものがある。もちろん以前からあったものだが、『日本会議の研究』差し止めや「森友学園に関わる土地払い下げに関わる一連の流れ」の中などで特に目にするようになった。「女性（系）天皇反対」、「夫婦別姓反対」、「皇国史観」、「人権侵害救済法等反対」などのバラバラに見える「課題別の組織を、運動目的に合わせてその都度結成する手順を踏むこと」によって、根底にある日本会議の主張を隠し、一見して分からないようにしていることがさらに日本会議というものを謎の団体としている。

最近、大阪の小学校の開校問題で日本会議の存在がクローズアップされている。その学園の経営する幼稚園では「教育勅語」が唱和され、それを賞賛する政治家が多数いる。その発言に対する批判が起ると「一般的な道徳精神のどこが悪い」と反論する。一九八四年に衆議院において「根本理念が主権在君並びに神話の国体観に基づいている」と指摘し排除を決議され、参議院においても失効確認が決議されているにもかかわらず賞賛する背景にあるのが、日本会議の目的とする「天皇崇拜」や「憲法改正（新憲法の創造）」「靖国公式参拝の実現」などの戦前の日本回帰である。

による「日本を守る会」と「日本を守る国民会議」との統合による成立過程、「押しつけ憲法論」に対する誤解、右傾向の教科書選択運動について分かりやすく書かれている。

特に目を引くのがサブタイトルにある「カルト集団」という言葉である。日本会議に関する他の本などでは「極右（右派）」という表現がなされるが、「カルト」という厳しい言葉が使われている本はない。上杉氏がいかに日本会議の根底に偏激的な宗教観があると考えているのかがよく分かる表現である。

上杉氏は「カルト」の特徴として「第一が、世間知らず、あるいは社会の現実を知らずとしない傾向であり、もうひとつが自分で考えようとしない他律的な傾向があること」と定義している。それらは「宗教者に多かれ少なかれある」とし、「宗教者の弱点へつながるのである」と指摘している。宗教者がこのような傾向にあると自覚するならば、「自己を点検し、客観視し、自らの傾きが過度にならないように抑制する」という言葉は宗教の立場に立つ者への大きな警鐘であろう。

戦前の日本への回帰を願う日本会議の主張は、世界的な右傾化に同調しているように思える。そのまま突き進むことは戦争という歴史が再び繰り返されることを意味している。「健全なナショナリズム」を構築するために、「広い国際関係への視野を持ち、日本国内の、各地域において、民主主義と平和を壊そうとする闇の努力と、系統的に、また持続性をもって対抗していく運動を強めることが今、必要とされている」と上杉氏は最後に締めくくっている。我々は「日本会議」の主張を注視し、戦前戦後と日本の歩んだ道を改めて見直す必要があるのではないだろうか。また、宗教者の主張する「平和」とは何かということも考えていかねばならない。

（編集委員 吉田剛）

2017年2月21日、佐賀部落解放研究所第35回研究発表会が佐賀市文化会館にて行われた。「部落史に学ぶpart 1 ―差別の理由づけ：被差別部落をめぐる言説―」という講題で、発表は中村久子さん（佐賀部落解放研究所研究員）が行い、参加者は100名を超え、関心の高さを伺うことができた。

中村さんは被差別部落をめぐる言説について、熊本では文禄・慶長の役の際に連れてこられた朝鮮人を起源とする説や、長崎では犯罪者を起源とするといった九州地方にみられる二つの間違った言説を紹介する中で、「解放令」が發布された明治時代以降は、異質な集団という被差別部落を差別し続ける為に新たに「徴」が作られたと述べた。

「徴」とは、貧困や非衛生また教育水準等を挙げ、差別する側が作り出す「違い（差異）」であり、「差別するための理由（理屈）」である。

今回の研究発表を聞きながら、私も常に自分と他人との間に、わざわざ「違い（差異）」をみつけ、時にはその差を縮める事に、時にはその差を広げることに一生懸命になっているのではないかと感じた。しかし考えてみると、「違いがない」にもかかわらず、そこに「違い（差異）」を見つけ出そうとすることが、私の差別心そのものであることに気づくことができた。

それから一週間後、福岡で開催された今年度の「同関協」現地研修会で、再び中村久さんにお会いした。一緒にフィールドワークをしたことで、交流を深めることができた。

佐賀までの移動時間以上に大切なものを得られた今回の研究発表会への参加であった。

コラム

安富信哉先生の思い出

編集委員 浜口和也

大学時代、担任だった安富信哉先生の部屋で、卒業論文の指導を受けていた時のことです。

先生は窓際に立ち、外を見ながら「本願の歴史は、ただ人間が積み上げてきた“^{かじょう}加上の歴史”ではないんですよ。時代によってあゆみや表現が違えども、念仏によってつながってきた歴史なんです。だから、その教義の本質が失われかねないほどの危機的なあゆみが我々宗門人によってなされてきたけども、完全に見失われ、消えなかったのは、念仏によって未来においても開かれている、一貫した願いがあるからなんです」と仰られました。

当時、この言葉の意味が全く分からず、「はぁ・・・」と言葉にならない返事しかできませんでした。〃もし地球が消滅しても念仏は消えないのか、語り継ぐ人がいなくなれば願いも何も残らないだろう」と、ひねくれ気味に考えたことを今でも鮮明に覚えています。

それから10年後、教学研究所長となられた先生と再会し、さらには「同関協」の会員として共に机を並べ、教学の研鑽や討論ができた時、先生の仰られた言葉の意味が腑に落ちてきました。

10年前の当時は当然先生にも分からなかった再会です。しかし、念仏によってつながり続けていたからこそ、自分にこの場が与えられたのだという実感と、ただ先生と再会できたということだけでは収まらない気持ちが起こってきました。もし、衣を脱ぎ、あゆみを止めてしまっていたら、この再会はありませんでした。卒論指導での先生の言葉は、衣を着続けることをうながしてくださったお言葉だったのかと、何度も当時を振り返ります。

今一度、先生から「あゆみは限りある命の中ではあるけど、念仏によってつながり続けるあゆみですから、どうかこれからもよろしく」と、肩を叩いていただいたように思います。